

あんしん

ら く ら く
手 続 き



TOKIO MARINE
NICHIDO

2017.8 版

重要事項説明書 (契約概要・注意喚起情報のご説明)

あるく保険^[無配当]

新医療総合保険(基本保障・無解約返戻金型)健康増進特約 付加

ご契約前に必ずご確認ください大切な情報が掲載されています。
内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。



この冊子には、ご契約前に必ずご確認ください 大切なことがらを記載しています。

ご一読いただき、内容を十分にご確認のうえ、ご契約をお申し込みいただくようお願いいたします。
お申し込みいただきましたら、後ほどお届けする保険証券とともに保存いただき、ご活用ください。

契約概要

ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特に**ご確認ください**いただきたい事項を記載しています。

➔ P1～6

注意喚起情報

ご契約のお申込みに際して、特に**ご注意ください**いただきたい事項を記載しています。

➔ P7～16

- この冊子には、重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)のほか、以下について記載していますので、「あんしん らくらく手続き」のお手続き画面上または本冊子にてご確認くださいませようお願いいたします。

- ① 「あんしん らくらく手続き」にあたって
- ② 個人情報の取扱いに関するご案内
- ③ 口座振替申込に関する確認事項

➔ P18～19

契約概要

「契約概要」は、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みください。

「契約概要」に記載のお支払事由や給付の際の制限事項は、概要や代表事例を示しています。お支払事由・制限事項等の詳細や主な保険用語の説明等は[「ご契約のしおり」](#)、「約款」に記載していますのでご確認ください。

保険の名前

あるく保険 [無配当]

2017.8
新設

新医療総合保険(基本保障・無解約返戻金型)健康増進特約 付加

特長

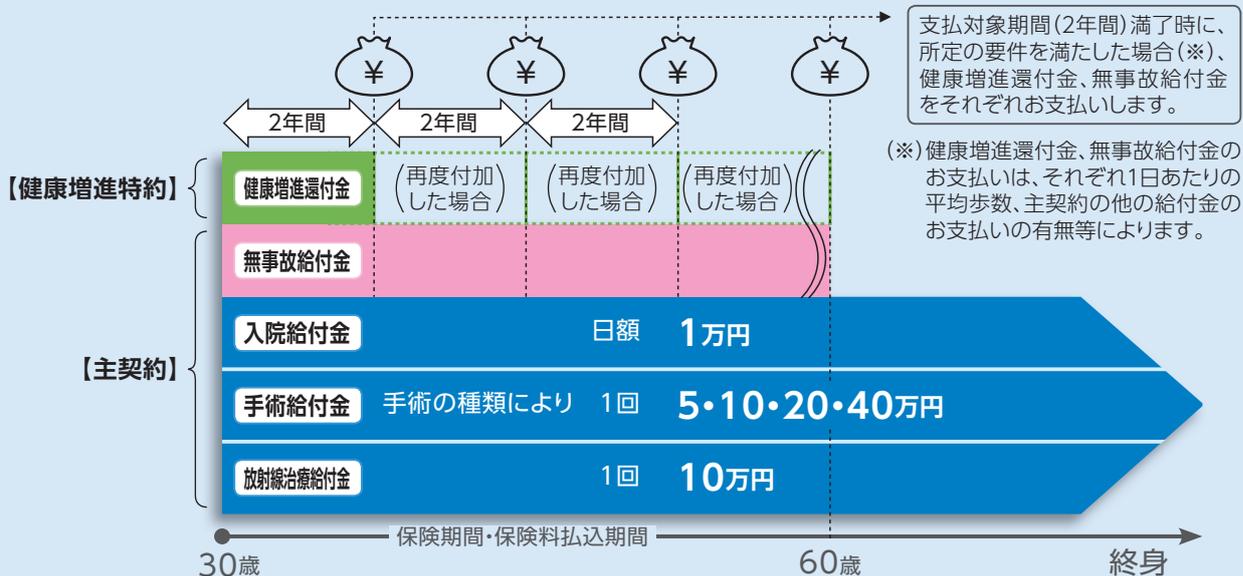
- 病気やケガによる所定の入院・手術・放射線治療の保障を一生確保できます。
- 1日あたり平均歩数8,000歩以上を目標として2年間歩数を計測し、目標を達成した計測単位期間(半年ごと)の数に応じて、健康増進還付金をお受け取りいただけます。

仕組

ご契約例 (計算基準日:平成29年8月2日)

<無事故給付金をお支払いするタイプにご契約の場合>

- ご契約年齢 ▶ 30歳(男性) 無事故給付金・健康増進還付金の支払対象期間 ▶ 2年
- 入院給付金日額 ▶ 10,000円 無事故給付金の給付割合 ▶ 入院給付金日額の50%
- 入院給付金の支払限度の型 ▶ 60日型 健康増進還付金額 ▶ 2,400円(すべての計測単位期間で目標を達成した場合)
- 手術給付金および放射線治療給付金の給付倍率の型 ▶ III型
- 月払保険料(口座振替) ▶ 3,100円(特定疾病保険料払込免除特則付加なし)



健康増進特約は、健康増進還付金の支払対象期間満了時に当社がこの特約の締結を取り扱っている場合、当社所定の条件を満たしたときは、主契約に再度付加することができます。(健康増進還付金の支払対象期間満了時に再度付加できない場合もあります。)

解約返戻金

- 保険料払込期間中の解約返戻金はありません。
- 保険料払込期間満了後の解約返戻金は入院給付金日額の10倍です。
- 付加される特約・特則については、保険期間を通じて解約返戻金はありません。

- ご契約を途中でやめになると、解約返戻金はまったくないか、あってもお払込保険料の合計額に比べ、ごくわずかな額となります。

契約者配当

- この保険の主契約および特約については、契約者配当金はありません。

あるく保険で支払われる保険金・給付金等は以下のとおりです。詳細は、[「ご契約のしおり」21ページ](#)をご確認ください。

保障内容

主契約・特約	保険金・給付金等の種類	お支払事由の概要	お支払いする保険金額・給付金額等	ご注意事項
主契約 (新医療総合保険(基本保障・無解約返戻金型))	疾病入院給付金	病気で所定の入院をしたとき	●1日以上4日以内の入院 入院給付金日額×5 ●5日以上入院 入院給付金日額×入院日数 支払限度日数 型に応じて1入院60日/120日 通算 1,095日	
	災害入院給付金	不慮の事故によるケガで、事故の日からその日を含めて180日以内に所定の入院をしたとき	●1日以上4日以内の入院 入院給付金日額×5 ●5日以上入院 入院給付金日額×入院日数 支払限度日数 型に応じて1入院60日/120日 通算 1,095日	
	手術給付金	以下の①または②に該当したとき ①病気やケガで、公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により、手術料の算定対象として列挙されている所定の手術を受けたとき ②造血幹細胞移植に用いる骨髄または末梢血幹細胞の提供を目的とする骨髄等の採取術を受けたとき	<給付倍率がI型の場合> ●支払事由に該当する入院中に受けた手術または骨髄等の採取術 入院給付金日額×10 ●上記以外(外来)の手術 入院給付金日額×5 <給付倍率がⅢ型の場合> 入院給付金日額×給付倍率(注) (注)手術の種類により5・10・20・40倍	下記 ①②
	放射線治療給付金	病気やケガで、公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により、放射線治療料の算定対象として列挙されている所定の放射線治療を受けたとき	入院給付金日額×10	下記 ①②
	無事故給付金 (無事故給付金をお支払いするタイプにご契約の場合)	無事故給付金の支払対象期間(契約日からその日を含めて2年ごとに区切った各期間)中の入院、手術、放射線治療に対して主契約の給付金がお支払われず、無事故給付金の支払対象期間満了時に生存しているとき	入院給付金日額 × 無事故給付金の給付割合(50%)	下記 ③
健康増進特約 (必ず付加されます)	健康増進還付金	健康増進還付金の支払対象期間(契約日からその日を含めて2年間)満了時に、1日あたりの平均歩数が8,000歩以上となる計測単位期間が1以上あるとき	健康増進還付金額 ÷ 4 × 1日あたりの平均歩数が8,000歩以上となる計測単位期間(半年ごと)の数 1円未満の端数が生じたときは、端数を切り上げて1円単位とします。	下記 ④

<ご注意事項>

① 手術給付金・放射線治療給付金について

- 手術給付金については、傷の処置や抜歯などお支払いの対象外となる手術や、お支払回数に制限がある場合があります。骨髄等の採取術については、責任開始日からその日を含めて1年を経過した日以後に行われた手術につき、保険期間を通じて1回を限度としてお支払いします。
- 放射線治療給付金は、電磁波温熱療法を対象として含みます。対象となる放射線照射の方法は体外照射、組織内照射または腔内照射のいずれかに限ります。(血液照射は対象になりません。)また、お支払いの対象となる放射線治療を複数回受けた場合は、支払対象となった最後の受療から60日以内の受療は対象になりません。

② 公的医療保険制度が変更された場合のお取扱いについて

- 公的医療保険制度の変更が将来行われたときは、主務官庁の認可を得て、給付金のお支払事由を変更することがあります。その場合、変更日の2か月前までにご契約者にその旨をご案内します。

③ 無事故給付金について

- 無事故給付金の支払対象期間は、ご契約日からその日を含めて2年ごとの期間をいいます。ただし、60歳となる年単位の契約応当日の前日までに満了する期間に限ります。

④ 健康増進特約について

- 被保険者の1日あたりの平均歩数は、当社が定めるウェアラブル端末等の計測機器により計測された歩数にもとづいて計算します。
- 計測単位期間は、ご契約日からその日を含めて半年ごとに設定します。ただし、ご契約日から計測開始基準日の前日までの期間を除きます。
- 計測開始基準日は、計測機器による歩数の計測を開始する日として、ご契約日からその日を含めて30日以内の日のうち、所定の方法により設定してください。
- 健康増進還付金額は、被保険者の年齢・性別および主契約のご契約条件にもとづいて計算されますので、金額をご指定いただくことはできません。
- 健康増進還付金の支払対象期間満了時に、当社がこの特約の締結を取り扱っているときは、この特約を主契約に再度付加することができます。(所定の条件を満たした場合に限ります。)

<保険料払込みの免除>

以下のいずれかに該当したとき、将来の保険料のお払込みが免除となります。

- 病気やケガにより、所定の高度障害状態になったとき
 - 不慮の事故によるケガで、事故の日からその日を含めて180日以内に所定の身体障害状態になったとき
 - 特定疾病保険料払込免除特則が付加されている場合で、以下の①または②に該当したとき(※1)
 - ①初めて悪性新生物(※2)と診断確定されたとき(※3)
 - ②心疾患または脳血管疾患(※2)を発病したと診断され、所定の手術(※4)または継続20日以上入院治療を受けたとき
- (※1) 公的医療保険制度の変更が将来行われたときは、主務官庁の認可を得て、保険料払込みの免除事由を変更することがあります。その場合、変更日の2か月前までにご契約者にその旨をご案内します。
- (※2) 上皮内新生物や高血圧性心疾患は対象になりません。その他、対象となる疾病の詳細については、普通保険約款の別表をご確認ください。
- (※3) 悪性新生物については、責任開始日からその日を含めて90日を経過する日までを不担保期間とし、不担保期間終了まで(責任開始期前を含みます。)に悪性新生物に罹患した場合は、保険料払込みの免除はいたしません。この場合、不担保期間終了後に新たに悪性新生物と診断確定されても、保険料払込みの免除はいたしません。悪性新生物の診断確定は、病理組織学的所見により医師によってなされる必要があります。ただし、病理組織学的所見が得られない場合は、その他の所見を認めることがあります。
- (※4) 手術給付金のお支払事由に該当する手術および先進医療に該当する手術を対象とします。

保障内容(任意付加の特約)

特約で支払われる保険金・給付金等は以下のとおりです。(ご契約に付加した場合のみ、対象となります。) 詳細は、[「ご契約のしおり」29ページ](#)をご確認ください。

特約	保険金・給付金等の種類	お支払事由の概要	お支払いする保険金額・給付金額等	ご注意事項
3大疾病入院 支払日数 無制限特約	特定疾病 入院給付金	がん、心疾患(※1)、脳血管疾患により所定の入院をした場合で、主契約の疾病入院給付金の支払日数が1入院の支払限度日数または通算の支払限度日数に達したとき	$\text{入院給付金日額} \times \left(\text{入院日数} - \frac{\text{主契約の疾病入院給付金の支払日数}}{\text{主契約の支払日数}} \right)$	後記 ①
通院 特約	通院 給付金	主契約の入院給付金が支払われる入院をし、かつ、入院の原因となった病気やケガにより以下のいずれかの期間内に所定の通院をしたとき ○入院日の前日からその日を含めて遡及して60日以内 ○退院日の翌日からその日を含めて180日以内(入院の原因となった疾病ががん、心疾患(※1)、脳血管疾患の場合は730日以内)	$\text{通院給付金日額} \times \text{通院日数}$ 支払限度日数 1入院30日/通算 1,095日	後記 ①
先進医療 特約	先進医療 給付金	公的医療保険制度における所定の <u>先進医療</u> を受けたとき	<u>先進医療にかかわる技術料</u> 支払限度額 通算2,000万円	後記 ④
特定治療 支援特約	悪性新生物 給付金	以下のいずれかに該当したとき ○初めて悪性新生物と診断確定されたとき ○初めて悪性新生物と診断確定された日の1年後の応当日以後に所定の治療を受けたとき	$\text{特定治療支援給付金額} \times \text{特約の型(注)に応じた給付割合}$ 支払限度回数 給付金の種類ごとに、1年に1回かつ保険期間を通じて5回(上皮内新生物給付金、糖尿病給付金は1回) (注)お支払いの対象となる給付金の種類と給付割合は下表のとおりです。	後記 ①② ③④
	上皮内新生物 給付金	初めて上皮内新生物と診断確定されたとき		
	心疾患 給付金	心疾患(※1)を発病したと診断され、所定の治療を受けたとき		
	脳血管疾患 給付金	脳血管疾患を発病したと診断され、所定の治療を受けたとき		
	肝硬変 給付金	肝硬変の状態になったと診断され、所定の治療を受けたとき		
	慢性腎不全 給付金	慢性腎不全(※2)の状態になったと診断され、所定の治療を受けたとき		
	糖尿病 給付金	糖尿病を原因として糖尿病腎症、糖尿病網膜症または糖尿病神経障害のいずれかを発症したと診断され、所定の治療を受けたとき		
5疾病就業 不能特約	第1回 就業不能 給付金	以下のいずれかに該当したとき ○5疾病で所定の入院をしたとき ○5疾病による <u>就業不能状態</u> が、30日を超えて継続したと診断されたとき	<u>就業不能給付金額</u> 支払限度回数 疾病の種類にかかわらず 保険期間を通じて1回	後記 ①②
	第2回以後 就業不能 給付金	前回の就業不能給付金のお支払事由に該当した日の1年後の応当日以後に、5疾病による <u>就業不能状態</u> が、30日を超えて継続したと診断されたとき		

特約	保険金・給付金等の種類	お支払事由の概要	お支払いする保険金額・給付金額等	ご注意事項
女性疾病保障特約	入院給付金	3大疾病(がん、心疾患(*1)、脳血管疾患)を含む特定の病気(*2)で所定の入院をしたとき	この特約の入院給付金日額×入院日数 支払限度日数 主契約と同じ	後記 ①②
	乳房再建給付金	乳房の悪性新生物で乳房を切除し、所定の乳房再建手術を受けたとき	この特約の入院給付金日額 × 乳房再建給付金倍率(200倍) 支払限度回数 1乳房につき1回	
がん診断特約	診断給付金	以下の①または②に該当したとき ①悪性新生物と診断確定された場合で次のいずれかに該当したとき ・初めて悪性新生物と診断確定されたとき ・悪性新生物が治癒または寛解状態となった後、再発したと診断確定されたとき ・悪性新生物が他の臓器に転移したと診断確定されたとき ・悪性新生物が新たに生じたと診断確定されたとき ②初めて上皮内新生物と診断確定されたとき	診断給付金額 支払限度回数 2年に1回 ただし、上皮内新生物に対する診断給付金は保険期間を通じて1回	後記 ①②
悪性新生物初回診断特約	診断保険金	初めて悪性新生物と診断確定されたとき	診断保険金額 支払限度回数 保険期間を通じて1回	後記 ①②
がん通院特約	通院給付金	がんにより所定の入院をし、かつ、入院の原因となったがんの治療を目的として、以下のいずれかの期間内に所定の通院をしたとき ○入院日の前日からその日を含めて遡及して60日以内 ○退院日の翌日からその日を含めて180日以内	通院給付金日額×通院日数 支払限度日数 1入院45日/通算730日	後記 ①②
抗がん剤治療特約	治療給付金	公的医療保険制度の対象となる所定の 抗がん剤治療 を受けたとき	(お支払事由該当月ごとに) 治療給付金額 支払限度月数 通算60か月	後記 ①②④
介護保障特約(*3)	介護保険金	以下のいずれかに該当したとき ○公的介護保険制度の要介護2以上と認定されたとき ○所定の 要介護状態 が180日を超えて継続したと医師によって診断確定されたとき	介護保険金額 支払限度回数 保険期間を通じて1回	後記 ④
特定損傷一時金特約(*3)	特定損傷一時給付金	不慮の事故により、事故の日からその日を含めて180日以内に骨折、関節脱臼または腱の断裂の治療を受けたとき	特定損傷一時給付金額 支払限度回数 同一の不慮の事故につき1回 かつ保険期間を通じて5回	

(*1) 「心疾患」には、高血圧性心疾患は含まれません。

(*2) 「慢性腎不全」とは、日本腎臓学会編「CKD診療ガイド2012」による慢性腎臓病の重症度分類において、ステージG4またはG5に分類されるものをいいます。

(*3) 超保険(東京海上グループの生損保一体型保険)のご契約の場合のみ付加することができます。

<ご注意事項>

① お支払いの対象となる疾病について

・次の特約において、お支払いの対象となるがんは下表のとおりとします。(○:お支払いの対象、×:お支払いの対象外)

特約	悪性新生物	上皮内新生物
3大疾病入院支払日数無制限特約・通院特約・ 特定治療支援特約・がん診断特約・ がん通院特約・抗がん剤治療特約	○	○
5疾病就業不能特約	○ (悪性黒色腫以外の皮膚の 悪性新生物を除きます)	×
女性疾病保障特約	入院給付金	○
	乳房再建給付金	○ (乳房の悪性新生物のみ対象)
悪性新生物初回診断特約	○	×

・がんの診断確定は、病理組織学的所見により医師によってなされる必要があります。ただし、病理組織学的所見が得られない場合は、その他の所見を認めることがあります。

・その他、対象となる疾病の詳細については、特約条項の別表をご確認ください。

② がんに関する不担保期間の取扱いについて

・次の特約においては、主契約の責任開始日からその日を含めて90日を経過する日までをがんに関する不担保期間とし、不担保期間終了まで(※1)にお支払いの対象となるがんに罹患した場合(※2)、保険金・給付金等はお支払いしません。
この場合、不担保期間終了後に新たにがんと診断確定されても、保険金・給付金等をお支払いしません(※3)。

<ul style="list-style-type: none"> ・特定治療支援特約 ・悪性新生物初回診断特約(★) ・女性疾病保障特約の乳房再建給付金 <p>(3大疾病入院支払日数無制限特約、通院特約、女性疾病保障特約の入院給付金には不担保期間はありません。)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・5疾病就業不能特約 ・がん通院特約(★) 	<ul style="list-style-type: none"> ・がん診断特約(★) ・抗がん剤治療特約(★)
--	--	--

(※1) 責任開始期前を含みます。

(※2) 女性疾病保障特約の乳房再建給付金の場合、お支払いの対象となるがん以外の悪性新生物・上皮内新生物に罹患したときを含みます。

(※3) 上表で(★)印を付した特約の場合、不担保期間終了まで(※1)にお支払いの対象となるがんと診断確定されたときは、特約は無効となります。

③ 特定治療支援特約の対象となる所定の治療について

・給付金の種類ごとに対象となる所定の治療は下表のとおりです。いずれも治療処置を伴わない診断、検査等を除きます。

給付金の種類	お支払いの対象となる所定の治療
悪性新生物給付金	手術(※4)、放射線治療(※5)、 抗がん剤治療 (※6)
心疾患給付金・脳血管疾患給付金	手術(※4)、継続20日以上入院治療(※7)
肝硬変給付金・慢性腎不全給付金・糖尿病給付金	治療(※8)

(※4) 主契約の手術給付金のお支払事由に該当する手術または**先進医療**に該当する手術をいい、公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により輸血料の算定対象となる造血幹細胞移植を含みます。

(※5) 主契約の放射線治療給付金のお支払事由に該当する放射線治療または**先進医療**に該当する放射線治療をいいます。(温熱療法を含みます。)

(※6) **先進医療**に該当する診療行為のうち、悪性新生物の治療を目的として医薬品を投与するものを含みます。

(※7) 主契約の疾病入院給付金のお支払事由に該当する入院に限ります。

(※8) 治療の方法を問わず、公的医療保険制度の給付対象となる診療行為または**先進医療**に該当する診療行為を対象とします。

④ 公的医療保険制度等が変更された場合のお取扱いについて

・公的医療保険制度の変更が将来行われたときは、主務官庁の認可を得て、先進医療特約、特定治療支援特約、抗がん剤治療特約の給付金のお支払事由を変更することがあります。

また、公的介護保険制度の変更が将来行われたときは、主務官庁の認可を得て、介護保障特約の保険金のお支払事由を変更することがあります。

・給付金等のお支払事由を変更する場合、変更日の2か月前までにご契約者にその旨をご案内します。

用語の説明

先進医療	公的医療保険制度の法律に定める評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療（厚生労働大臣が先進医療ごとに定める施設基準に適合する病院等で行われるものに限ります。）をいいます。 ただし、療養を受けた時点で公的医療保険制度の給付の対象となっていた場合等は、 <u>先進医療とはいいません。</u> また、 <u>公的医療保険制度に基づき給付の対象となる費用や、技術料以外の自己負担となる費用等は、先進医療給付金の対象となりません。</u>
就業不能状態	以下のいずれかの状態をいいます。ただし、死亡した後や、①または②について5疾病が治癒した後は、就業不能状態とはいいません。 ① 5疾病の治療を目的として所定の入院をしている状態 ② 5疾病により、医師の指示を受けて自宅等で療養し、職種を問わず、すべての業務に従事できない状態 ③ 5疾病により生じた所定の高度障害状態
抗がん剤治療	公的医療保険制度の対象となる所定の抗がん剤治療とは、以下のすべてを満たす入院または通院による治療をいいます。 ・がんの治療を直接の目的とした所定の入院または通院 ・公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表により、所定の抗がん剤にかかる薬剤料または処方せん料が算定される入院または通院
要介護状態	「常時寝たきり」または「器質性認知症」により、約款所定の条件を満たす他人の介護を必要とする状態をいいます。 要介護状態は、特約条項に定める保険会社独自の認定基準によるものであり、公的介護保険制度で定める要介護状態とは異なります。

ご検討に際してご留意いただきたい点

- 主契約および特約に関して「免責事由に該当した場合」「告知義務違反・重大事由によるご契約の解除の場合」「詐欺による取消の場合」「不法取得目的によるご契約の無効の場合」等、保険金・給付金等をお支払いできない場合があります。
- 実際のご契約内容(保険期間・給付金日額・保険料・保険料払込期間・保険料払込方法など)につきましては、申込書等(情報端末を利用したお申込みの場合は、お手続き画面等)の該当箇所をご参照ください。

超保険のまとめて割引について

超保険(※1)のご契約の場合、お申込み時点で次の条件をすべて満たすときは、ご契約初年度の保険料に割引が適用されます(※2)。

【適用条件】

- ①東京海上日動火災保険の超保険契約(※3)が締結されていること。
- ②東京海上日動火災保険の超保険契約(※3)の年間保険料が3万円以上であること。

【割引率】

ご契約初年度の保険料に対して2%(※4)

(※1)超保険とは、東京海上グループの生損保一体型保険をいいます。なお、超保険のお取扱いをしていない取扱者/代理店もあります。

(※2)取扱いの詳細は当社の定めるところによります。結果として、割引が適用されない場合や端数処理などによって割引率が2%とならない場合があります。

(※3)保険期間が2年以上のトータルアシスト超保険(住まいの保険)およびこれに付帯される地震保険を除きます。

(※4)契約概要のご契約例では、超保険のまとめて割引を適用していない保険料を記載しています。

生命保険に関するご相談・ご意見・ご要望の窓口について

当社の生命保険のお手続き(ご契約内容の変更等)やご契約に関する照会等につきましては、カスタマーセンターへご連絡ください。なお、ご契約お申込みの手続きに関しましては、当社の取扱者/代理店までご相談をお願いいたします。

生命保険に関するご相談・お問い合わせは
あんしん生命 カスタマーセンター

 **0120-270-002**

受付時間 平日9:00~18:00、土曜9:00~17:00
(日曜・祝日・年末年始を除きます。)

超保険(生損保一体型保険)に関するご相談・お問い合わせは
超保険カスタマーセンター

 **0120-323-523**

受付時間 平日9:00~20:00、土日祝日9:00~18:00
(年末年始を除きます。)

注意喚起情報

「注意喚起情報」は、ご契約のお申込みに際して、特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みください。

「注意喚起情報」のほか、お支払事由・制限事項等の詳細やご契約の内容に関する事項は、[👉「ご契約のしおり」](#)、[「約款」](#)に記載していますのでご確認ください。

✓ クーリング・オフについて

👉詳細は「ご契約のしおり(ご契約に際して)」18ページ～

1

クーリング・オフ (お申込みの撤回やご契約の解除) ができます。



◆お申込者またはご契約者は、「ご契約のお申込日」または「第1回保険料相当額の領収日」のいずれか遅い日から、その日を含めて8日以内(※)であれば、書面によりクーリング・オフができます。この場合、お払い込みいただいた金額をお返しいたします。

(※)「責任開始期に関する特約」を付加したご契約の場合は、「ご契約のお申込日」から、その日を含めて8日以内となります。

●クーリング・オフができない場合

- ①当社が指定した医師の診査が終了した場合
- ②既契約の内容変更の場合(特約の中途付加等)
- ③債務履行の担保のための保険契約である場合
- ④法人をご契約者とする場合

●クーリング・オフに関するご注意

- クーリング・オフは書面の発信時(郵便の消印日付)に効力が生じますので、必ず郵便にてお申し出ください。クーリング・オフ書面の記載方法および送付先等については「ご契約のしおり」をご参照ください。
- 当社はクーリング・オフに関して損害賠償または違約金その他の金銭の支払いを請求しません。
- クーリング・オフ書面の発信時に保険金・給付金等のお支払事由が生じている場合には、クーリング・オフの効力は生じません。ただし、その書面の発信時に、お申込者またはご契約者が保険金・給付金等のお支払事由が生じていることを知っている場合を除きます。

✓ 告知について

👉あわせて「ご契約のしおり(ご契約に際して)」19ページ～参照

2

最近の健康状態・職業等についてありのままを告知してください。



■ご契約者や被保険者には、健康状態等について正しく告知をしていただく義務があります。

- ご契約にあたっては、過去の傷病歴(傷病名・治療期間等。以下同じ。)、現在の健康状態、身体の障がい状態、職業等のうち「告知書」等で当社がおたずねする内容について、事実をありのままに正確にもれなくお知らせ(告知)ください。
- 診査を行うご契約(医師扱)の場合には、当社指定の医師がおたずねする内容について事実をありのままに正確にもれなくお知らせ(告知)ください。
- 告知受領権は当社および当社指定の医師が有しています。生命保険募集人(代理店を含みます)は告知受領権がなく、生命保険募集人に口頭でお話しされても告知したことにはなりません。



■傷病歴等がある方へのお引受け(特別条件付引受)について

- 傷病歴等を告知された場合、所定の診査や追加の詳しい告知が必要となる場合があります。
- 告知の内容等によっては、傷病歴等があってもお引き受けすることがあります。また、ご契約を特別な条件付(給付金の削減、特定部位の不担保等)でお引き受けすることや、お断りすることもあります。
- 当社は、健康状態に不安のある方も加入しやすいよう引受基準を緩和した下記の商品を販売しています。これらの商品は、当社の他の医療保険に比べて保険料が割増しされています。
 - ・メディカルKitラヴ(医療保険(引受基準緩和・無解約返戻金型))
 - ・メディカルKitラヴR(医療保険(引受基準緩和・無解約返戻金型)健康還付特則付加)



■告知の内容が事実と相違する場合、ご契約または特約を解除し、保険金・給付金等をお支払いできないことがあります。

➤ 告知義務違反になると、どうなるの？

- 告知いただくことからは、「告知書」等に記載しています。もし、これらについて、故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、ご契約の締結または復活の際の責任開始日から2年以内(※)であれば、当社は「告知義務違反」としてご契約または特約を解除することがあります。
- ご契約の締結または復活の際の責任開始日から2年を経過していても、保険金・給付金等の支払事由や保険料払込みの免除事由が2年以内に発生していた場合には、ご契約または特約を解除することがあります。



(※)がん診断特約、悪性新生物初回診断特約、がん通院特約および抗がん剤治療特約は責任開始期前を含みます。

➤ 保険金・給付金等のお支払いへの影響は？

- ご契約または特約を解除した場合には、保険金・給付金等の支払事由や保険料払込みの免除事由が発生していても、保険金・給付金等のお支払いや保険料のお払込みの免除を行うことはできません(※)。この場合には、解除の際にお支払いする返戻金があればご契約者にお支払いします。

(※)ただし、保険金・給付金等の支払事由や保険料払込みの免除事由の発生が解除の原因となった事実によらないときは、保険金・給付金等のお支払いや保険料のお払込みの免除を行います。

➤ 告知義務違反の内容が特に重大な場合は？

- 告知義務違反による解除の対象外となる2年経過後であっても、詐欺による取消を理由として、保険金・給付金等をお支払いできないことがあります。この場合、すでにお払い込みいただいた保険料はお返しいたしません。

■ご契約内容の確認について

- 当社の社員または当社が委託した者が、ご契約のお申込み後または保険金・給付金等のご請求および保険料のお払込みの免除のご請求の際、ご契約のお申込内容またはご請求内容等について確認させていただく場合があります。

3

保障は第1回保険料相当額のお払込方法に応じ、所定の手続きが完了した時から開始します。



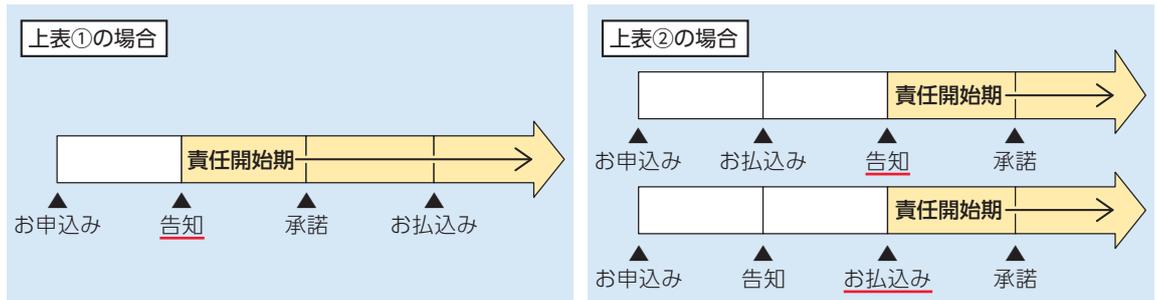
◆お申し込みいただいたご契約を当社が承諾した場合、第1回保険料相当額のお払込方法に応じて、所定の手続きが終了した時からご契約上の保障を開始します。

第1回保険料相当額のお払込方法	責任開始期(ご契約上の保障を開始する時期)
①「責任開始期に関する特約」を付加するご契約 (お払込方法が口座振替)の場合	下記のいずれか遅い時 ・告知の時 ・ご契約のお申し込みを受けた時(※1)
②「責任開始期に関する特約」を付加しないご契約 (お払込方法が口座振替以外)の場合	下記のいずれか遅い時 ・告知の時 ・第1回保険料相当額のお払込みが完了した時(※2)

(※1)「当社または当社の取扱者/代理店が申込書を受領した時」をいいます。なお、情報端末を利用したお申し込みの場合は、「情報端末でご契約のお申し込みをされた時」をいいます。

(※2)第1回保険料をクレジットカードによりお払い込みされた場合は、「当社によるクレジットカードの有効性等の確認が完了した時」とします。

【責任開始期の例示】



◆当社の取扱者/代理店(生命保険募集人)は、お客様と当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客様からの保険契約のお申し込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。



特約によっては、主契約の責任開始期からその日を含めて90日を経過した日の翌日から特約上の責任を負うものや、約款所定の疾病に関し、一定の不担保期間を設けているものがあります。

4

「責任開始期に関する特約」を付加したご契約の 第1回保険料は、払込期間内に当社へお払い込みください。



- ◆ 払込期間内にお払込みのご都合がつかない場合のために、払込猶予期間を設けています。
- ◆ 第1回保険料の払込期間および払込猶予期間は次のようになります。

払込期間(保険料をお払い込みいただく期間)	払込猶予期間
主契約の責任開始日からその翌月末日まで	払込期間満了日の翌月1日から翌々月末日まで

- ◆ 払込猶予期間内に第1回保険料のお払込みがない場合、ご契約は無効となります。(ご契約の効力が当初からなくなり、責任開始期に遡って保障がなくなります。)なお、ご契約の復活のお取扱いはありません。

【例:払込期間と払込猶予期間】



5

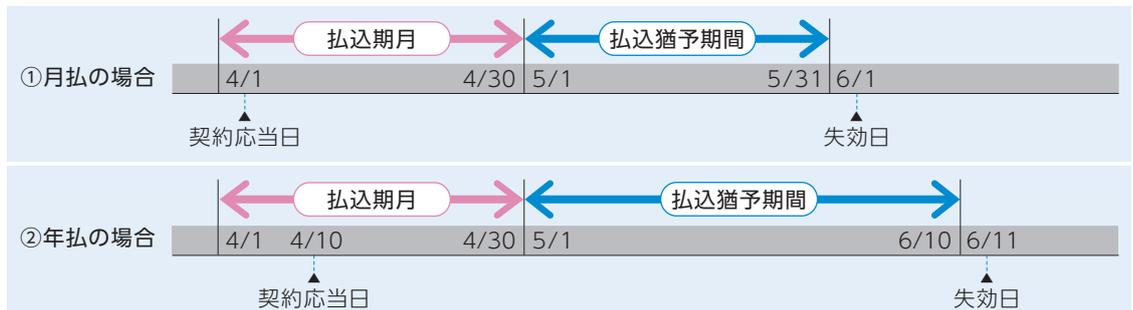
第2回以後の保険料は、 払込期月内に当社へお払い込みください。



- 払込猶予期間およびご契約の失効について
 - 払込期月内にお払込みのご都合がつかない場合のために、払込期月の翌月1日から末日まで(※)を払込猶予期間として設けています。
 - 払込猶予期間内にお払込みがない場合、ご契約は失効します。(ご契約の効力がなくなり、保障がなくなります。)

(※)年払のご契約の場合は、払込期月の翌月1日から翌々月の月単位の契約応当日までとします。

【例:払込期月と払込猶予期間】



- ご契約の復活について
 - 失効したご契約でも、失効日から3年以内であれば、ご契約の復活を請求できます。ただし、健康状態などによっては復活できない場合があります。復活の手続き、責任開始期等の詳細は「ご契約のしおり」をご確認ください。
 - 主契約の保険料が払い込まれないことにより主契約が失効したときは、健康増進特約は消滅します。このため、健康増進特約の復活や健康増進還付金のお支払いはできません。
 - 主契約の保険料払込期間満了後に特約保険料のみをお払い込みいただく場合、払込猶予期間内に特約保険料のお払込みがないと、特約は解約されたものとし、特約の復活は請求できません。

6

保険金・給付金等がお支払いできない場合や、 保険料のお払込みの免除がされない場合があります。



◆ 次のような場合には、保険金・給付金等のお支払いや保険料のお払込みの免除ができません。

- 免責事由に該当した場合
(例:ご契約者・被保険者の故意または重大な過失による支払事由該当の場合 など)
- 責任開始期前に生じていた疾病や不慮の事故を原因とする場合(ただし、ご契約の際の告知等により当社がその事実を知っていた場合等には、お支払いできることがあります。)
- 故意または重大な過失によって告知がなかったり、事実と違うことを告知し、ご契約または特約が告知義務違反により解除となった場合
- 詐欺行為によりご契約が取消となった場合や、保険金・給付金等の不法取得目的があり、ご契約が無効となった場合(この場合、お払い込みいただいた保険料は払い戻しいたしません。)
- 「責任開始期に関する特約」を付加したご契約で、第1回保険料が猶予期間満了日までに払い込まれないことにより、ご契約が無効となった場合
- 重大事由によりご契約または特約が解除された場合
(例:保険金・給付金等を詐取する目的で事故を起こしたとき
ご契約者、被保険者または保険金・給付金等の受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたとき など)
- 保険料のお払込みがなく、ご契約が失効した場合



ご注意

がん診断特約、悪性新生物初回診断特約、がん通院特約および抗がん剤治療特約については、責任開始期の前日までにがん(※)と診断確定されていた場合、特約が無効となり、保険金・給付金のお支払いはいたしません。

(※)がん診断特約、がん通院特約および抗がん剤治療特約の場合は、悪性新生物または上皮内新生物をいいます。悪性新生物初回診断特約の場合は、悪性新生物のみをいいます。

7

保険金・給付金等の請求の際はすみやかに当社にご連絡ください。



- ◆保険金・給付金等の支払事由、保険料払込みの免除事由、ご請求手続きなどについては、「ご契約のしおり」、「約款」に記載していますので、ご確認ください。
- ◆保険金・給付金等のお支払いにあたっては、お客様からご請求いただく必要があります。保険金・給付金等の支払事由が生じた場合だけでなく、支払可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、すみやかに当社の取扱者／代理店または保険金請求受付専用ダイヤルへご連絡ください。

保険金請求の
お問い合わせ先

保険金請求受付専用ダイヤル

 0120-536-338

[受付時間] 平日9:00~18:00 / 土曜9:00~17:00 (日曜・祝日・年末年始を除きます。)

- ◆当社からのお手続きに関するお知らせ等、重要なご案内ができないおそれがありますので、ご契約者のご住所などを変更された場合には、必ずご連絡ください。
- ◆保険金・給付金等の支払事由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、複数の保険金・給付金等の支払事由に該当することがありますので、十分にご確認ください。
- ◆被保険者が受取人となる保険金・給付金等について、受取人がご請求できない特別の事情がある場合、被保険者の配偶者または生計を一にする親族が受取人を代理してご請求いただくことができます(※)。代理請求できる方に対し、支払事由および代理請求できる旨をお伝えください。



(※) 保険料払込みの免除についても、被保険者であるご契約者をご請求できない特別な事情がある場合、被保険者の配偶者または生計を一にするご親族の方がご契約者の代理人としてご請求いただくことができます。また、介護保障特約については、あらかじめ指定した指定代理請求人からご請求いただくことができます。

8

解約の際にはご注意ください。



- ◆お払い込みいただいた保険料は預貯金とは異なり、一部は保険金のお支払い、ご契約の締結や維持に必要な経費に充てられます。したがって解約されますと、解約返戻金は多くの場合、保険料払込満了後も含めてお払込保険料の合計額よりも少ない金額となります。
- ◆解約返戻金の額は、保険種類・契約年齢・性別・保険期間・保険料払込期間・経過年月数・保険料の払込年月数などによっても異なりますが、特に、ご契約後短期間で解約されたときの解約返戻金はまったくくないか、あってもごくわずかです。



- 保険料払込期間中の解約返戻金はありません。
- 保険料払込期間満了後の解約返戻金は、入院給付金日額の10倍です。
- 付加される特約・特則については、保険期間を通じて解約返戻金はありません。
- 健康増進特約および特定疾病保険料払込免除特則のみの解約はできません。

- ◆健康増進還付金の支払対象期間中に主契約が解約等により消滅した場合、1日あたりの平均歩数が8,000歩以上となる計測単位期間があったとしても、健康増進還付金はお支払いできません。

9

生命保険会社が破綻した場合等には、 保険金額・年金額・給付金額等が削減されることがあります。



- ◆ 保険会社の業務もしくは財産の状況の変化により、保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。
- ◆ 当社は生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合には、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることとなりますが、この場合にも、ご契約時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。

10

ご契約の乗換えはお客様にとって、不利益になることがあります。



- ◆ 保険契約の乗換え(現在ご契約の当社商品または他社商品の解約や減額を前提として、新たな保険契約を申し込むこと)をご検討される場合、特に次の事項についてご注意ください。
 - 現在のご契約について解約、減額などをされる場合の不利益事項
 - 解約や減額されるご契約の解約返戻金は、多くの場合、お払込保険料の合計額より少ない金額になります。特に、ご契約後短期間で解約されたときの解約返戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。
 - 一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権等を失う場合があります。
 - 新たな保険契約をお申し込みされる場合のご注意事項
 - 新たな保険契約も、一般のご契約と同様に告知義務があるため、被保険者の健康状態等によっては特別な条件をつけてお引き受けする場合や、お断りする場合があります。(保険種類によっては、告知義務がない場合があります。)
また、新たな保険契約の責任開始日を起算日として、告知義務違反による解除の規定が適用され、詐欺による取消の規定などについても、新たな保険契約の締結に際しての詐欺の行為などが適用の対象となります。
(*)告知義務についての詳細は「[2.最近の健康状態・職業等についてありのままを告知してください。](#)」をご参照ください。
 - 新たな保険契約について、責任開始日からその日を含めて3年以内の自殺や、責任開始期前に生じていた疾病や不慮の事故を原因とする入院等の場合は、約款に特に定めがあるときを除き、保険金・給付金等のお支払いができません。(解約や減額されるご契約の存在は考慮されません。)
 - 新たな保険契約ががんを保障する主契約・特約の場合、改めて保険期間の始期から90日の不担保期間が適用されるため、保険期間の始期と責任開始期が異なる場合があります。この不担保期間中に現在のご契約を解約すると、がんの保障がない期間が発生します。
 - 新たな保険契約のお引受け条件は、新たにご契約する時点の被保険者の年齢や健康状態、保険料率や予定利率等によって改めて決まります。そのため、保険料の基礎となる予定利率が現在の契約より低い場合は、保険料が高くなる場合があります。

11

生命保険に関するご相談・ご意見・ご要望は 各種窓口へご連絡ください。



- ◆当社の生命保険のお手続き(ご契約内容の変更等)やご契約に関する照会等については、下記カスタマーセンターへご連絡ください。なお、ご契約お申込みの手続きに関しては、当社の取扱者/代理店までご相談をお願いいたします。

カスタマーセンター

生命保険に関するご相談・お問い合わせは
あんしん生命 カスタマーセンター

 **0120-270-002**

受付時間 平日9:00~18:00、土曜9:00~17:00
(日曜・祝日・年末年始を除きます。)

超保険(生損保一体型保険)に関するご相談・お問い合わせは
超保険カスタマーセンター

 **0120-323-523**

受付時間 平日9:00~20:00、土日祝日9:00~18:00
(年末年始を除きます。)

- ◆この商品に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。
- ◆一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしています。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしています。

お問い合わせ先

ホームページアドレス：<http://www.seiho.or.jp/>

- ◆生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っています。



- ◆この特約は、1日あたり平均歩数8,000歩以上を目標として2年間歩数を計測し、目標を達成した計測単位期間(半年ごと)の数に応じて、健康増進還付金をお支払いするものです。歩数を計測するため、ご希望に応じて、主契約の新規ご契約時に歩数計測用のウェアラブル端末を貸与します。ご契約にあたっては、次の点についてあらかじめご了承ください。

●ご契約者または被保険者の義務等について

- 歩数を計測するためにウェアラブル端末等の計測機器を装着または携帯したときは、当社の定める方法により、歩数を正常に計測できる状態を保持しなければなりません。また、当社が提供した計測機器について、他人に譲渡または貸与する等、他人の使用に供してはなりません。
- 計測された被保険者の歩数は当社の定める通信手段を用いて当社に通知するものとし、正当な理由がない限り、その通信手段が正常に作動する環境を保持しなければなりません。
- 当社は、計測機器等に関して必要な調査または確認を行い、計測機器等の使用状況についてご契約者または被保険者に必要な説明または開示を求めることがあります。
- 上記の義務に違反したときや当社の求めに応じないときは、この特約を解除することがあります。また、計測機器により記録されたデータの改竄や計測機器の不正使用を行ったとき、健康増進還付金の請求に関して詐欺行為があったときは、この特約とともに主契約を解除することがあります。

・歩数を正常に計測できる状態や通信手段が正常に作動する環境を保持するためには、当社の指定する機能を有する携帯電話端末に当社の指定するアプリケーションをインストールし、アプリケーション利用規約およびウェアラブル端末利用規約に基づき、サービス利用規約を遵守した状態を維持する必要があります。

・ウェアラブル端末等の計測機器について、次のようなことを行ってはなりません。
 [例]・当社が貸与した計測機器を他人に転貸すること(計測機器を自ら用意した場合は、他人に貸与する際に当社に通知しないこと)
 ・計測機器が盗難にあっても当社に通知しないこと など

・健康増進特約の対象となる計測機器・通信手段や、その他計測機器に関する取扱いの詳細については、取扱説明書、アプリケーション利用規約およびウェアラブル端末利用規約をご参照ください。

●健康増進還付金をお支払いできない場合について

- 健康増進還付金の支払対象期間中に健康増進特約が消滅した場合や、健康増進還付金の支払対象期間中の主契約の保険料がすべて払い込まれない場合等は、1日あたりの平均歩数が8,000歩以上となる計測単位期間があったとしても、健康増進還付金はお支払いしません。次のような場合は、健康増進特約は消滅し、健康増進還付金をお支払いできなくなりますので、ご注意ください。
 - ・主契約を解約された場合
 - ・主契約の保険料が払い込まれないことにより主契約が失効した場合
 - ・被保険者の死亡により、主契約が消滅した場合 など

●平均歩数が計算できなくなった場合の取扱いについて

- ご契約者または被保険者に責任のない事由により、1日あたりの平均歩数を計算することができなくなった場合は、この特約を取り消し、健康増進還付金をお支払いできなくなることがあります。ただし、平均歩数を計算できない期間が30日以内にとどまるときは、その期間を除外して1日あたりの平均歩数を計算することがあります。

●健康増進還付金の支払対象期間満了時の取扱いについて

- 健康増進還付金の支払対象期間満了時に当社がこの特約の締結を取り扱っている場合、当社所定の条件を満たしたときは、ご契約者は、被保険者の同意および当社の承諾を得て、この特約を主契約に再度付加することができます。(健康増進還付金の支払対象期間満了時に再度付加できない場合もあります。)

●個人情報の取扱いについて

- 当社は、通知を受けた被保険者の歩数等(※1)の情報について、健康増進還付金の支払のほか、ご契約者向けの各種商品またはサービスの提供、新商品開発のための統計情報の収集および分析等を目的として利用するものとします(※2)。

その他の個人情報の取扱いについては、アプリケーション利用規約、ウェアラブル端末利用規約およびご契約のしおりの「**②個人情報の取扱いに関するご案内**」をご参照ください。

(※1)歩数のほか、計測機器が計測する活動量、睡眠等に関する情報を含みます。

(※2)その目的を遂行するため、当社が業務を委託する第三者に情報を提供することがあります。



ウェアラブル端末は、ご希望に応じて主契約の新規ご契約時に貸与します。ただし、健康増進還付金の支払対象期間満了時にこの特約を再度付加する場合等において、その後も別途端末代金をいただくことなく貸与することを必ずしも保証するものではありません。

✓ その他ご留意事項

➡詳細は「ご契約のしおり(保険料について)」69ページ～

13 超保険のまとめて割引について



- ◆超保険(※)のまとめて割引は、ご契約初年度の保険料に対して適用されます。まとめて割引が適用されたご契約については、次の点にご注意ください。

(※)超保険とは、東京海上グループの生損保一体型保険をいいます。なお、超保険のお取扱いをしていない取扱者/代理店もあります。

- 割引が適用される期間中は、保険料の一括払のお取扱いはできません。また、保険料の払込方法等の変更が制限されることがあります。
- 割引が適用される期間中に特約を中途付加されても、中途付加された特約の保険料に対して、割引は適用されません。
- 保険料の払込方法が口座振替扱・月払の場合、ご契約初年度の最終月の保険料が口座の残高不足により振替できなかったときは、その翌月(ご契約2年目の最初の月)の振替日には、ご契約初年度の最終月の保険料のみを再度ご請求し、ご契約2年目の最初の月の保険料の請求は行いません。このため、ご契約2年目の最初の月の保険料のご請求は、払込猶予期間中(ご契約2年目の2か月目の月内)の振替日の1回のみとなります。

(払込猶予期間内に保険料のお払込みがない場合、ご契約は払込猶予期間満了日の翌日に失効し、保障がなくなります。また、健康増進特約は消滅し、健康増進還付金はお支払いできなくなります。)

(*)払込猶予期間については、「**5.第2回以後の保険料は、払込期月内に当社へお払い込みください。**」をご参照ください。

「あんしん らくらく手続き」にあたって

以下の内容を被保険者とともにご確認・同意のうえ手続きをすすめてください。

「あんしん らくらく手続き」とは

- 東京海上日動あんしん生命保険株式会社との契約手続きをタブレット型端末やパソコンの画面上で行っていただくペーパーレス・印鑑レスの手続きです。^(※1)
- 口座振替手続きやクレジットカードのご登録も、ペーパーレス・印鑑レスでお手続きすることが可能です。^(※2)
- 端末内にお客様情報は保存せず、データの伝送についても、データを暗号化するなどの対策を講じていますので安心してお手続きください。
(※1)手続き内容によっては、一部書面での手続きとなる場合があります。(※2)一部の金融機関・クレジットカードを除きます。

手続きにあたってご確認いただきたいこと

- 端末操作は、原則、お客様ご自身が行ってください。
- 健康状態に関する質問への回答(告知)は、被保険者ご自身が行ってください。
- ご署名は、ご契約者・被保険者ご自身がそれぞれ行ってください。
- 健康状態に関する質問への回答(告知)にて告知いただいた内容はすべて当社に登録し、この手続きによる申込みを含む将来におけるすべての保険引受けの判断、この手続きにより成立する契約または過去に締結された契約の管理・履行等(保険金・給付金の支払判断等を含みます)に利用いたします。
- 通信障害などにより、手続きが遅延または不能となってしまった場合は、再度お手続きいただくことがあります。
- 手続き完了後、申込内容および告知内容の控を送付させていただきますので、申込内容や告知内容に誤りがないか、ご確認ください。
なお、申込みに至らなかった場合には控は送付されません。(告知内容の控が必要な場合には、代理店/取扱者にご相談ください。)
- 保険証券をはじめ保険料控除証明書など契約成立後に送付する各種通知書は、すべて本契約手続きで登録いただくご契約者の住所に送付いたします。
- 当社がお返しすべき保険料が生じた際に、ご契約者から「支払指図書」をいただけない場合には、この保険契約の保険料振替口座に保険料を返還させていただきます。
- 当社の代理店/取扱者(生命保険募集人)は、保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約の締結権、告知の受領権および保険料の受領権その他の代理権は有しません。(ただし、第1回保険料充当金の受領権および当社が個別に委託した第2回以降保険料の受領権を除きます。)

個人情報取扱に関するご案内

以下の内容を被保険者とともにご確認・同意のうえ手続きをすすめてください。

当社および東京海上グループ各社^(※)は、本手続き(情報端末を利用した契約手続きを含みます。)において取得するお客様の個人情報(健康状態に関する質問への回答も含みます。)を、この手続き以降のお客様に関する当社に対する一切の申込み等を含む将来におけるすべての保険引受けの判断、この手続き以降に成立する一切の契約または過去に締結された契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から④の利用・提供を行うことがあります。

- ① 保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店、保険仲立人、医療機関、保険金・給付金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等を含みます。)に対して個人情報を提供すること
- ② 保険契約に関して取得する情報は、契約締結、契約内容変更、保険金・給付金支払い等の可否を判断するうえでの参考とするため、個人情報を他の生命保険会社、東京海上グループ内の他の保険会社、一般社団法人生命保険協会等と共同して利用すること

- ③ 保険契約に関して取得する情報は、当社と東京海上グループ各社との間または当社と当社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、個人情報を共同して利用すること
- ④ 再保険会社における保険契約の引受け、継続・維持管理、保険金・給付金支払い等に利用するため、対象となる保険契約の特定に必要な保険契約者の個人情報の他、被保険者氏名、性別、生年月日、保険金額等の契約内容に関する情報および健康状態に関する情報など当該業務に必要な個人情報を記録媒体等に安全管理措置を講じて再保険会社に提供すること

東京海上グループ各社の範囲および提携先企業等の一覧、東京海上グループ内における個人情報利用の管理責任者、各種商品やサービスの一覧、当社(および東京海上グループ各社)における個人情報の取扱いについては、当社ホームページ(<http://www.tmn-anshin.co.jp/>)をご覧ください。

※「東京海上グループ」とは、「東京海上ホールディングス株式会社」傘下の当社、東京海上日動火災保険株式会社、日新火災海上保険株式会社などや、前記各社の子会社等を含みます。

当社は、お客様の個人情報(健康状態への質問への回答を含みます。)について、ご契約が締結に至らなかった場合や、解約、保険期間満了などにより保険契約が消滅した後も保持します。また、ご提出いただきました申込書、告知書等各種書類は返却いたしません。

のお手続き画面上または本冊子にて、ご確認ください。

<補足>

生命保険契約は、契約者・被保険者・受取人がそれぞれ別の方となる場合があります。このため、保険契約の継続・維持管理等に必要な範囲内で、保険金・給付金の請求・支払に関する被保険者・受取人の情報を保険契約者に開示することがあります。

また、受取人が異なる複数の保険金・給付金の間に関連がある場合、保険金・給付金の支払に必要な範囲内で、一方の保険金・給付金の請求・支払に関する情報を他方の保険金・給付金の受取人に開示することがあります。

上記以外にも、当社は、保険契約の引受・継続・維持管理、保険金・給付金等の支払等に必要な範囲内で契約者の情報を被保険者や受取人に、被保険者の情報を契約者や受取人に、受取人の情報を契約者や被保険者に、それぞれ開示することがあります。

なお、個人情報の取扱いについての照会や開示・訂正・削除等に関するご請求は下記照会先までご連絡ください。

<照会先>東京海上日動あんしん生命保険株式会社
お客様相談コーナー 受付時間 平日 9:00~17:00
☎ 0120-630-077 (土曜・日曜・祝日・年末年始を除きます。)

東京海上日動あんしん生命保険株式会社
個人データ管理責任者

口座振替申込に関する確認事項

保険料振替口座を「ネットで手続き」にてご登録されるお客様へ

以下の内容をご確認・了承のうえ手続きをすすめてください。

※書面(口座振替依頼書)でお手続きされる場合は、「あんしん生命の生命保険料口座振替のしおり」をご確認ください。

口座振替のご案内

- 保険料の振替日は、毎月27日(休業日の場合は翌営業日)です。保険料は振替日の前日までにご指定の口座にご準備ください。
- 同一指定口座から2件以上のご契約の保険料を振替える場合、振替えの順序はご指定いただくことができません。また、原則として、複数のご契約の保険料をまとめて振替えさせていただきます。
- 保険料は、株式会社アプラスを経由して振替えさせていただきます。預金通帳の摘要欄には「AP(アンシンセイメイ)」、「AP」等と印字されることがありますので、あらかじめご了承ください。

ご指定口座について

- 振替口座はご契約者本人の口座をご指定ください。
- ご契約者本人名義以外の口座をご指定の場合は、以下の確認事項をご確認の上、ご契約者から見て配偶者・一親等以内の親族(親・子)または二親等以内の尊属(祖父母)の範囲でご指定ください。

【確認事項】

- 1.ご契約者本人名義以外の口座をご指定の場合、口座名義人様には保険契約上の契約者としての権利は一切ありません。
- 2.ご契約者本人名義以外の口座をご指定の場合、生命保険料の支払いや保険金等の受取りの際に贈与税の申告を必要とすることがあります。
- 3.生命保険に関わる諸通知や案内については、すべてご契約者あてに発信されます。
- 4.あんしん生命より生命保険料の返金が発生した場合、ご指定の保険料振替口座にお支払いすることがあります。

第2回目以降の保険料が振替えられなかった場合

- 翌月の振替日に、保険料を振替えさせていただきます。(お支払方法が月払の場合は、翌月分と合わせて2か月分を振替えさせていただきます。)
- 再度ご請求の結果、2か月続けて振替えができなかった場合は、お払込猶予期間内に振込等により保険料をお払込みください。お払込猶予期間を過ぎますと、ご契約の効力を失うことがありますので、ご注意ください。
- 保険料が振替えられなかった場合の取扱いについて、別途約款等に定められている場合、その内容によるものとします。
- 保険料のお払込みがない場合、「保険料の自動振替貸付」を適用し、有効にご継続させていただきご契約もあります。この場合、お立替える保険料は普通保険料率の保険料となり、通常の口座振替保険料より高くなる場合がありますので、ご注意ください。

その他のご注意

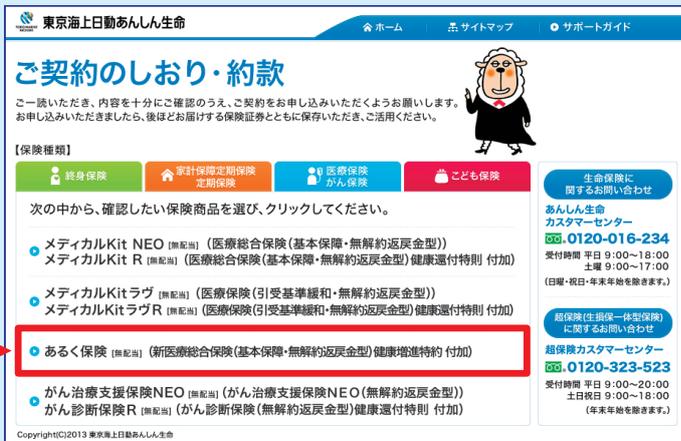
- 保険契約の解約等により保険料のお払込みが不要となった場合でも、既に当社から金融機関に保険料を請求しているときは、一旦口座から振り替え、後日返金いたしますので、ご了承ください。
- 口座振替によって振替えさせていただいた保険料については、領収証は発行いたしませんのでご了承ください。
- 「ネットで手続き」にて保険料振替口座をご登録いただける金融機関を、あらかじめご確認ください。なお、金融機関によっては、暗証番号およびインターネットバンキング専用パスワード等が必要となります。

ご契約のしおり・約款(CD-ROM版)の見方



STEP 1

【保険種類】の  医療保険
がん保険 に
マウスの矢印をあわせませす。



STEP 2

「あるく保険[無配当]」
をお選びいただき、「ご契約のしおり
・約款」をご覧ください。

カスタマーセンター

生命保険に関するご相談・お問い合わせは
あんしん生命 カスタマーセンター

 **0120-270-002**

受付時間 平日9:00~18:00、土曜9:00~17:00
(日曜・祝日・年末年始を除きます。)

超保険(生損保一体型保険)に関するご相談・お問い合わせは
超保険カスタマーセンター

 **0120-323-523**

受付時間 平日9:00~20:00、土日祝日9:00~18:00
(年末年始を除きます。)

< 取扱者 / 代理店 >

< 事務代行会社 >



東京海上日動あんしん生命保険株式会社
東京都千代田区丸の内1-2-1 東京海上日動ビル新館 〒100-0005
<http://www.tmn-anshin.co.jp/>